

宮前区役所債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、宮前区役所の債権管理の適正化を図ることを目的として、宮前区役所債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区所管債権の債権対策の取組の進捗状況の把握
- (2) 区所管債権の収入状況の把握
- (3) 区所管の強化債権に係る区長等委任事務の状況把握
- (4) 債権対策に関する情報の共有・調整
- (5) その他部会長が必要と認める事項

(部会の構成)

第3条 部会は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 区長
- (2) 副部会長 副区長（まちづくり推進部長兼務）
- (3) 部会員 区民サービス部長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

道路公園センター所長

総務課長

生涯学習支援課長

保険年金課長

保険年金課担当課長（収納）

高齢・障害課長

保護課長

道路公園センター管理課長

その他部会長が指名する者

- 2 部会長は、部会を総理し、部会の議長となる。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会の庶務)

第5条 部会の庶務は、総務課経理担当が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月2日から施行する。

(改正)

- 2 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。